

【拡充】生物多様性の確保に資する公園整備の推進（ネイチャーポジティブ公園）

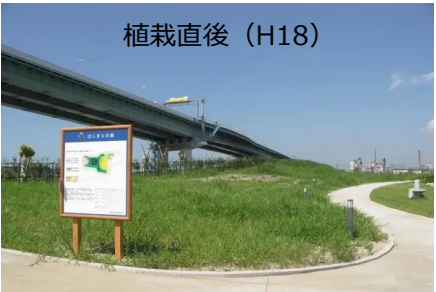
- 2030年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、生物の絶滅リスクが高く生物多様性が消失しやすい都市部において、生物の生息・生育空間の創出を通じた生物多様性の確保に資する公園整備を推進する。

拡充内容

- ・ 社会資本整備総合交付金の都市公園事業において、以下の要件からなる「ネイチャーポジティブ公園」を追加する。

交付金種別	社会資本整備総合交付金		
地域要件 ※詳細は次ページ	緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園		
都市公園等 整備水準要件	なし	事業費要件	なし
面積要件	0.25ha以上 ただし、1箇所当たりの面積が0.05ha以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が0.25ha以上となる場合も対象とする。		
対象事業	【施設整備】 都市公園法施行令第31条に規定する公園施設のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽※等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備することで生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休憩施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設） ※ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り支援対象とする。 【用地取得】 上記の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得		
国費率	施設整備： 1 / 2 用地取得： 1 / 3		

対象事業のイメージ



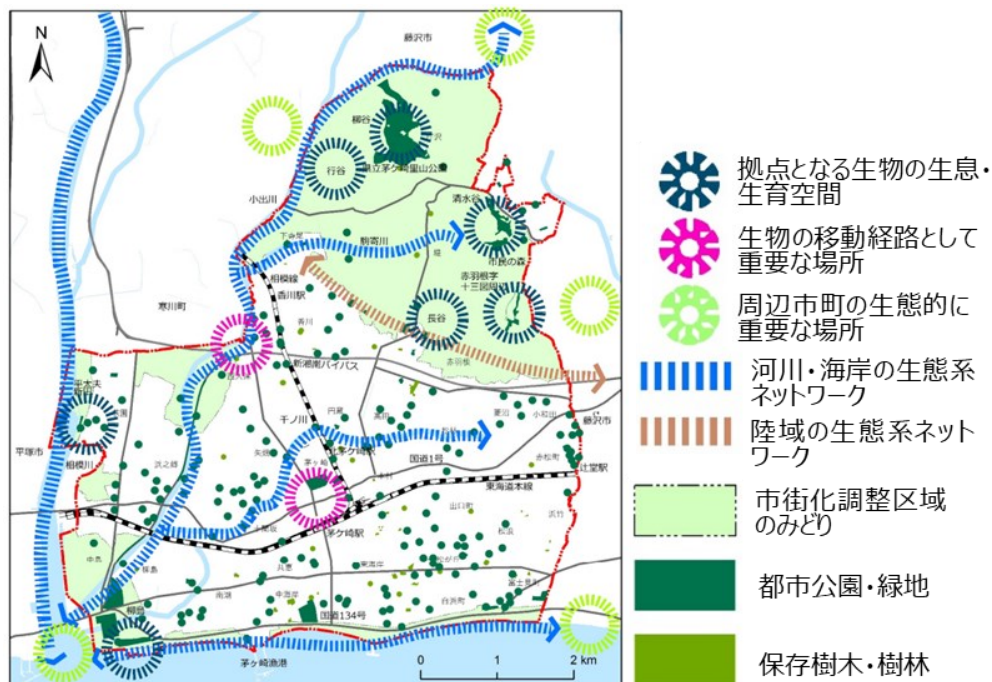
【補足】地域要件のイメージ

■都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）の地域要件

緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園

【緑の基本計画における例】

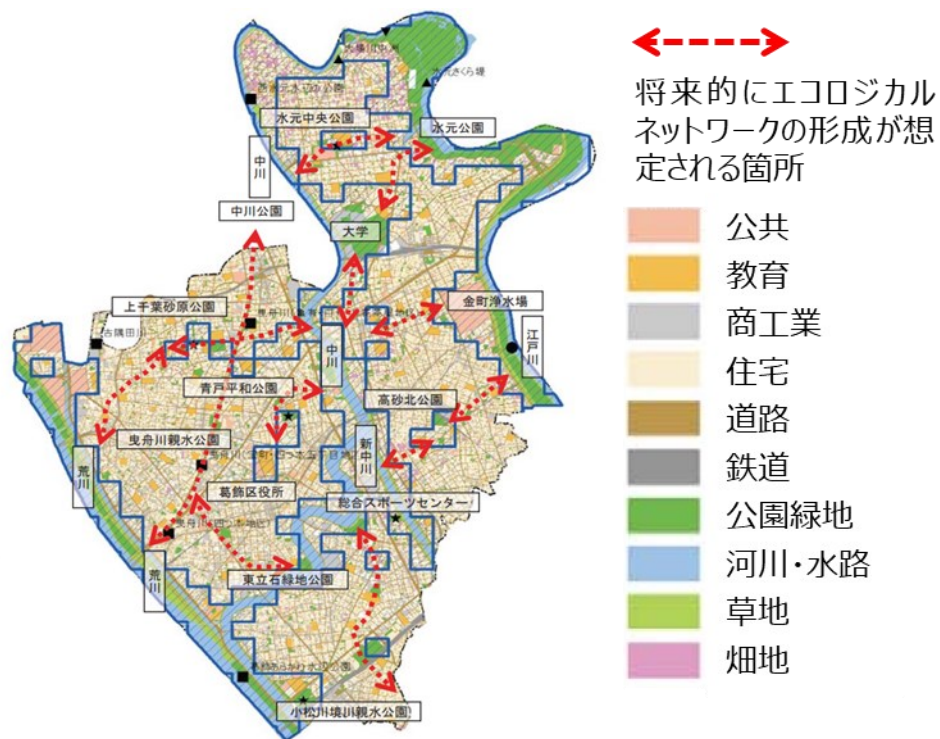
生物多様性保全上重要なエリアを「拠点（円）」と「ネットワーク（矢印）」で明示。本事例の場合、円と矢印に含まれる都市公園が地域要件を満たす。



茅ヶ崎市みどりの基本計画・生物多様性ちがさき戦略（平成31年3月策定）

【生物多様性地域戦略における例】

将来的にエコロジカルネットワークの形成が想定される箇所（矢印）を明示。本事例の場合、赤い矢印に含まれるものが地域要件を満たす。



生物多様性かつしか戦略（平成24年11月策定）